

「社会福祉法人の在り方等に関する検討会」について

1. 設置の趣旨

- 社会福祉法人は、社会福祉の発展に大きな役割を果たしてきたが、平成12年の社会福祉基礎構造改革から10年以上が経過し、措置制度から契約制度への転換、福祉サービスにおける民間企業等の参入、福祉ニーズの多様化・複雑化、既存の社会保障や福祉政策にとどまらない切れ目のない生活支援サービスへの期待など、法人を取り巻く環境は大きく変化しており、社会福祉法人としての役割、経営の在り方等について見直しが必要になっている。
- また、「日本再興戦略」(平成25年6月14日閣議決定)、「規制改革実施計画」(同日閣議決定)及び「社会保障制度改革国民会議報告書」(同年8月6日公表)においては、社会福祉法人の大規模化、複数法人による連携、経営の高度化、法人経営の透明性の確保や非課税扱いにふさわしい地域貢献等について具体的な対応を求められている。
- このように法人を取り巻く環境や福祉ニーズが変化していることを踏まえ、「日本再興戦略」等への具体的な対応をはじめ、社会福祉法人の在り方について幅広い検討を行い、その方向性について論点整理を行うものである。

2. 主な検討項目

- 福祉ニーズが多様化・複雑化している中における社会福祉法人の在り方の論点整理について
(例)法人経営の透明性の確保(社会福祉法人の財務諸表の効果的な公表方法)など

3. 構成員

- ・浦野正男 <(福)中心会理事長>
- ・雄谷良成 <(福)佛子園理事長>
- ・高橋利一 <(福)至誠学舎立川理事長>
- ・田島誠一 <日本社会事業大学専門職大学院特任教授>
- ・田中滋 <座長:慶應義塾大学大学院教授>
- ・千葉正展 <(独)福祉医療機構経営支援室経営企画課長>
- ・対馬徳昭 <ジャパンケアグループ代表>
- ・西元幸雄 <(福)青山里会常務理事>
- ・藤井賢一郎 <上智大学総合人間科学部准教授>
- ・松原由美 <(株)明治安田生活福祉研究所福祉社会研究部主席研究員>
- ・松山幸弘 <(一財)キャノングローバル戦略研究所研究主幹>
- ・宮田・司 <(福)堺暁福祉会理事>
- ・森貞述 <元高浜市長>

4. 当面のスケジュール(案)

- 第1回(9月27日)
「今後の社会福祉法人の在り方について」
(フリーディスカッション)
- 第2回(10月28日)
「社会福祉法人が地域から期待される「更なる取組」について」
- 第3回(11月18日)
「社会福祉法人のガバナンスについて(法人の組織の在り方、透明性の確保について)」
- 第4回(12月16日)
「社会福祉法人の効率的な運営について」(仮題)
- 第5回(1月中)
「社会福祉法人のサービスの質の向上について」(仮題)

※平成26年5月頃を目途にとりまとめ(予定)

「社会福祉法人の在り方等に関する検討会」のこれまでの主な論点

社会福祉法人の役割、更なる公益的な取組に関する論点

- 社会福祉法人の使命・役割に照らし、「更なる取組」とは、どのようなものであるべきか。
 - ・社会福祉法人が地域において果たすべき役割は何か。
 - ・「更なる取組」はどのような福祉需要に対応すべきか。福祉需要をどのように把握していくのか。
- どのようにすれば「更なる取組」が幅広く実施されるようになるか。
 - ・現在、「更なる取組」が広がらない障壁が存在しているか。
 - ・幅広く実施されるようになるための方策として、どのようなものが考えられるか。

法人のガバナンスの強化に関する論点

- 社会福祉法人のガバナンスをどう考えるか。
 - ・社会福祉法人の役割や他法人との比較、公益法人制度改革を踏まえて、どのように考えるか。
- 地域に積極的に貢献するために、どのようなガバナンスの改善が求められるか。
 - ・社会福祉事業の充実や地域に密着した事業展開に、より積極的に取り組んでいくためには、どのような仕組みが必要か。
 - ・地域や事業における現場のニーズを経営に反映させるにはどのような体制が必要か。
(現場のニーズを反映させる視点、ニーズを汲み取るサイクルを確保する視点)

法人の透明性の確保に関する論点

- 社会福祉法人が果たすべき説明責任の範囲についてどのように考えるか。
 - ・説明責任の対象(福祉サービスの利用を希望する者、国民等)についてどのように考えるか。
 - ・公開方法(ホームページ、広報誌、閲覧等)についてどのように考えるか。
 - ・公開していく情報(事業情報、財務諸表、定款、役員名簿、役員報酬規程等)について、どのように考えるか。
 - ・保育所、一般市等の小規模な団体に対する経過措置に関してどのように考えるか。

※1 第2回、第3回「社会福祉法人の在り方等に関する検討会」において事務局から提案した論点。

※2 その他、閣議決定等を踏まえ、今後、法人の大規模化、第三者評価、所轄庁の指導の在り方等について議論を進める予定。